



2026年6月26日

各位

会社名 富士紡ホールディングス株式会社
代表者名 取締役社長 井上 雅 偉
(コード番号 3104 東証プライム)
問合せ先 取締役 佐々木 辰 也
電 話 03-3665-7612

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2026年6月26日開催の取締役会（以下「本取締役会」といいます。）において、下記のとおり、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分（以下単に「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	2026年7月22日
(2) 処分する株式の種類および数	当社普通株式 10,996株
(3) 処 分 価 額	1株につき 4,290円
(4) 処分価額の総額	47,172,840円
(5) 処分予定先	当社の取締役（社外取締役を除く。） 5名 5,497株 当社の執行役員 9名 5,499株

2. 処分の目的および理由

当社は、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）および執行役員（以下「対象執行役員」といい、対象取締役および対象執行役員を個別にまたは総称して以下「対象取締役等」といいます。）に対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役等と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役等に一定の譲渡制限期間および当社による無償取得事由等の定めがある当社普通株式を譲渡制限付株式として割り当てる譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入しております。

本制度につきましては、2026年6月26日開催の定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）において、対象取締役に対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブをより一層高めるとともに、対象取締役と株主の皆様とのより一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬として支給する金銭報酬債権の総額を、年額30百万円以内から年額60百万円以内に改定すること、各事業年度において対象取締役に対し

て割り当てる譲渡制限付株式の上限を 45,000 株（2026 年 4 月の株式分割以前の原決議では、15,000 株）から 20,000 株に改定すること、および対象取締役に割り当てる譲渡制限付株式の譲渡制限期間を、「割当てを受けた日から、3 年間から 5 年間までの間で当社の取締役会が定める期間」から「割当てを受けた日から、当社の取締役（社外取締役を除く。）および執行役員のいずれの地位からも退任もしくは退職する日、または、当該割当てを受けた日が属する当社の事業年度に係る有価証券報告書（当該割当てを受けた日が事業年度開始後 6 か月以内の日である場合は当該事業年度に係る半期報告書）が提出される日のいずれか遅い日までの期間」に改定することなどにつき、ご承認をいただいております。

今般、当社は、本取締役会において、本制度に基づき、当社の取締役 5 名に対し金銭報酬債権合計 23,582,130 円、執行役員 9 名に対し金銭債権合計 23,590,710 円を支給すること、ならびに当該金銭報酬債権および金銭債権の全部について現物出資の方法で給付を受けることにより当社普通株式 10,996 株を割り当てることを決議いたしました。なお、対象取締役等に対して支給する金銭報酬債権および金銭債権の額は、当社の業績、各対象取締役等の職責等諸般の事情を総合的に勘案の上、決定しております。

3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

当社と各対象取締役等は個別に下記（1）～（5）の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結いたします。

（1）譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役等は、割当てを受けた日（2026 年 7 月 22 日）から、当社の取締役（社外取締役を除きます。）および執行役員のいずれの地位からも退任もしくは退職する日、または、当該割当てを受けた日が属する当社の事業年度に係る半期報告書が提出される日のいずれか遅い日までの期間（以下「本譲渡制限期間」といいます。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について、第三者に対して譲渡、担保権の設定その他一切の処分行為をすることができないものとします。

（2）譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役等が、本株主総会の開催日からその次に開催される定時株主総会の開催日までの期間（以下「本役務提供期間」といいます。）中、継続して、上記（1）のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。

ただし、対象取締役等が、死亡、任期満了、定年または当社の取締役会が正当と認める理由により、本役務提供期間が満了する前に上記（1）のいずれの地位からも退任または退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとします。

（3）譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役等が、本役務提供期間が満了する前に当社の取締役（社外取締役を除きます。）および執行役員のいずれの地位からも退任また

は退職した場合には、当該退任または退職が死亡、任期満了、定年または当社の取締役会が正当と認めた理由による場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得します。

また、当社は、本割当株式のうち上記（２）の譲渡制限の解除時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

（４）組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換または株式移転に係る株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、本役務提供期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除します。上記に規定する場合には、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

（５）本割当株式の管理

本割当株式は、本譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分行為をすることができないよう、対象取締役等が三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社に開設した専用口座にて管理されます。

4. 処分価額の算定根拠およびその具体的内容

処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2026年6月25日（本取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である4,290円としております。これは、本取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上